

第6回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和6年11月22日（金） 午前10時00分～午前11時10分

2 場 所

いわて県民情報交流センターアイーナ 702会議室

3 出席者

（公益代表委員）植村委員、郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、丸山委員

（労働者代表委員）小菅委員、小林委員、佐々木委員、藤本委員、山田委員

（使用者代表委員）菊池委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員

（事務局）栗村局長、加藤労働基準部長、境澤賃金室長、五十嵐賃金室長補佐

4 議 事

（1）岩手県特定(産業別)最低賃金専門部会における審議結果について

（2）岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）

（3）その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から小菅委員、使用者代表委員から菊池委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

（1）岩手県特定(産業別)最低賃金専門部会における審議結果について

（2）岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）

○丸山会長

それでは、議題に入ります。議題（1）「岩手県特定(産業別)最低賃金専門部会における審議結果について」及び（2）「岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）」を一括で審議いたします。改正決定の審議が行われた4産業すべての部会が結審しておりますので、順次、各部会の審議結果について、部会長から報告をお願いします。

最初に、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会から報告をお願いします。

○郷右近部会長

当専門部会は、10月31日、11月7日の2回開催し、労使参考人か

らの意見聴取を含め審議を重ねてまいりましたが、労使の合意を得るに至らず、労使双方からの申出により公益委員案を提示し採決の結果、賛成8、反対0、全会一致により次のとおり結審いたしました。

「現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金時間額949円を59円引き上げ1,008円、引上げ率6.22%とする。発効日は、法定発効とする。」

なお、審議結果報告につきましては、写しを配付させていただいておりますので、ポイント部分を読み上げ説明とさせていただきます。事務局が代読いたします。

○事務局

令和6年10月16日の合同専門部会については省略いたします。

令和6年10月31日に第1回専門部会が開催され、労働者側からは、労使で結ばれた労働協約を未組織労働者に拡張適用させることを目的としているという基本的な考え方が示され、79円引上げの1,028円が提示されました。使用者側からは、国内及び県内の経済状況と鉄鋼業の動向について説明がなされ、32円引上げの981円が提示されました。

その後、金額審議が進められ、11月7日の第3回専門部会において、最終的には労働者側64円、使用者側51円の提示となりましたが、労使双方の合意には至らなかったことから、公益委員案が提示され、採決の結果、全会一致で59円引上げの1,008円となりました。

資料1の12ページの公益委員見解を読み上げます。

労働者側からは、物価上昇に伴って生活の向上・安定が求められている、人材確保のために特賃の優位性を保つべきである、基幹産業としての重要性などの主張がなされた。使用者側からは、原材料費の高騰もあって大幅な引上げは支払能力の点で難しい、急激に最賃を引き上げた場合は事業維持に影響するなどの主張がなされた。公益委員として、労使双方の主張を踏まえ、県最賃の引上げ額を基礎として総合的に勘案し、公益委員案を59円の引上げとした。以上です。

○丸山会長

それでは次に、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会について報告をお願いします。

○齋藤部会長

当専門部会は、10月24日、11月15日の2回開催し、労使参考人からの意見聴取を含め審議を重ねてまいりましたが、労使の合意を得るに至らず、労使双方からの申出により公益委員案を提示し採決の結果、賛成

7、反対0、全会一致により次のとおり結審いたしました。

「現行の岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金時間額925円を60円引き上げ985円、引上げ率6.49%とする。発効日は、法定発効とする。」

なお、審議結果報告につきましては、写しを配付させていただいておりますので、ポイント部分を読み上げ説明とさせていただきます。事務局が代読いたします。

○事務局

令和6年10月24日に第2回専門部会が開催され、労働者側からは、産業としての優位性を確保しつつ、格差を是正したいという考え方が示され、157円引上げの1,082円が提示されました。使用者側からは、円安による影響や為替の動向で経済状況が不安定であることなどが説明され、31円引上げの956円が提示されました。

その後、金額審議が進められ、11月15日の第3回専門部会において、最終的には労働者側61円、使用者側59円の提示となりましたが、労使双方の合意には至らなかったことから、公益委員案が提示され、採決の結果、全会一致で60円引上げの985円となりました。

資料2の12ページの公益委員見解を読み上げます。

労使双方とも、価格転嫁が重要であること、人材確保のための賃上げも一定程度必要であることについては共通の認識であり、当該産業の他地域や他産業と比べた優位性の確保の観点、急激な賃上げによる中小企業・小規模事業者への配慮の必要性等の観点、また光学やレンズの業界にも配慮が必要ということなどについて、双方の意見を踏まえて総合的に勘案した結果、60円の引上げとした。なお、優位性については1円確保されたものと考えている。以上です。

○丸山会長

それでは、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会について報告をお願いします。

○近藤部会長

当専門部会は、11月12日、11月14日の2回開催し、労使参考人からの意見聴取を含め審議を重ねてまいりましたが、労使の合意を得るに至らず、労使双方からの申出により公益委員案を提示し採決の結果、賛成5、反対3により次のとおり結審いたしました。

「現行の岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金時間額917円を58円引き上げ975円、引上げ率6.32%とする。発効日は、法定発効とする。」

なお、審議結果報告につきましては、写しを配付させていただいておりますので、ポイント部分を読み上げ説明とさせていただきます。事務局が代読いたします。

○事務局

令和6年11月12日に第2回専門部会が開催され、労働者側からは、適用事業者数が岩手県の特定最賃の中で最も多いことから、県内における経済の影響力はとても大きいなどの考え方が示され、83円引上げの1,000円が提示されました。使用者側からは、中小企業の経営実態や半導体産業の状況について説明がなされ、36円引上げの953円が提示されました。

その後、金額審議が進められ、11月14日の第3回専門部会において、最終的には労働者側62円、使用者側41円の提示となりましたが、労使双方の合意には至らなかったことから、公益委員案が提示され、採決の結果、58円引上げの975円となりました。

資料3の11ページ、公益委員見解を読み上げます。

労働者代表委員からは、物価上昇に対する労働者の生活水準の確保についての主張がなされ、使用者代表委員からは、支払能力の問題や地域間格差の問題についての主張がなされた。それらを踏まえ、総合的に勘案した結果、公益委員案を58円の引上げとした。以上です。

○丸山会長

それでは、岩手県自動車小売業最低賃金専門部会について報告をお願いします。

○植村部会長

当専門部会は、10月25日、11月19日の2回開催し、労使参考人からの意見聴取を含め審議を重ねてまいりましたところ、労使の合意を得るに至らず、労使双方からの申出により公益委員案を提示し採決の結果、賛成4、反対3により次のとおり結審いたしました。

「現行の岩手県自動車小売業最低賃金時間額945円を59円引き上げ1,004円、引上げ率6.24%とする。発効日は、法定発効とする。」

なお、審議結果報告につきましては、写しを配付させていただいておりますので、ポイント部分を読み上げ説明とさせていただきます。事務局が代読いたします。

○事務局

令和6年10月25日に第2回専門部会が開催され、労働者側からは優位率を是正することが産業人口減少の歯止めや人材確保につながるなどの考え方が示され、113円引上げの1,058円が提示されました。

使用者側からは、国内及び県内の経済状況と自動車小売業の現状について説明がなされ、20円引上げの965円が提示されました。

その後、金額審議が進められ、11月19日の第3回専門部会において、最終的には労働者側60円、使用者側59円となりましたが、労使双方の合意には至らなかったことから、公益委員案が提示され、採決の結果、59円引上げの1,004円となりました。

資料4の14ページの公益委員見解を読み上げます。

これまでの審議の過程の中で、人材確保の面では双方が課題であるという意見の一致が図られた。岩手県最低賃金に対する特定(産業別)最低賃金の優位性の確保、また、使用者代表委員から意見が出された新車販売台数も前年割れしていること、中小企業・小規模事業者への影響を考え、総合的に勘案したものである。以上です。

○丸山会長

ありがとうございました。

専門部会の審議結果について、各部会長から報告がありました。

専門部会委員の皆様には、連日また長時間にわたり真摯な審議を尽くしていただき、本当にありがとうございました。

専門部会の審議結果について、委員の皆様から何か質問、御意見等がありましたら御発言をお願いします。

(質問等はなかった。)

○丸山会長

それでは、質問、意見等を終了し、採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議等はなかった。)

○丸山会長

それでは、各専門部会の審議結果をもって各特定(産業別)最低賃金の改正決定について御提案申し上げ、採決したいと思います。

なお、採決は個別に行います。

まず、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金についてです。

(議案1、議案2の順に挙手による採決が行われた。)

〈議案1〉

現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金時間額949円を59円引き上げ1,008円(引上げ率6.22%)とする。

〈採決結果〉

賛成13名（公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名）、反対0名により全会一致で議案1が議決された。

〈議案2〉

発効日は法定発効とする。

〈採決結果〉

賛成13名（公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名）、反対0名により全会一致で議案2が議決された。

○丸山会長

次に、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金についてです。

〈議案1〉

現行の岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金時間額925円を60円引き上げ985円（引上げ率6.49%）とする。

〈採決結果〉

賛成13名（公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名）、反対0名により全会一致で議案1が議決された。

〈議案2〉

発効日は法定発効とする。

〈採決結果〉

賛成13名（公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名）、反対0名により全会一致で議案2が議決された。

○丸山会長

次に、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金についてです。

〈議案1〉

現行の岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金時間額917円を58円引き上げ975円（引上げ率6.32%）とする。

〈採決結果〉

賛成9名（公益代表委員4名、労働者代表委員5名）、反対4名（使用者代表委員4名）により議案1が議決された。

〈議案2〉

発効日は法定発効とする。

〈採決結果〉

賛成9名（公益代表委員4名、労働者代表委員5名）、反対4名（使用者代表委員4名）により議案2が議決された。

○丸山会長

次に、岩手県自動車小売業最低賃金についてです。

〈議案1〉

現行の岩手県自動車小売業最低賃金時間額945円を59円引き上げ1,004円(引上げ率6.24%)とする。

〈採決結果〉

賛成8名(公益代表委員4名、使用者代表委員4名)、反対5名(労働者代表委員5名)により議案1が議決された。

〈議案2〉

発効日は法定発効とする。

〈採決結果〉

賛成8名(公益代表委員4名、使用者代表委員4名)、反対5名(労働者代表委員5名)により議案2が議決された。

○丸山会長

それでは、この審議結果等について、労使双方から御発言があればお願いします。

労働者側、いかがでしょうか。

○佐々木委員

今日の結果について、私どもとしても厳粛に受け止めています。

但し、この審議が始まる前の特別小委員会の段階で、百貨店、総合スーパーが改正決定の必要性なしとされたことに関しましては、残念な結果であったということをつけ加えておきたいと思えます。

今回の改正は、今の経済状況における物価上昇がかなり大きく影響したということもありますし、人材確保という点で必要性が認められる部分もあったということで、大きな引上げ額になったと思っています。

残念ながら、自動車小売業においては、整備士などサービスの人材が減少している状況で、必要な金額としては十分ではなかったことから反対しましたが、御理解いただきたいと思えます。

○丸山会長

使用者側はいかがでしょう。

○藤田委員

地域別最低賃金とは異なった制度で、最低賃金法に求められている特定(産業別)最低賃金でございますので、その趣旨に沿って審議に参画させていただいて、結果は厳粛に受け止めたいと考えてございます。

なお、電子・デバイス関係については、県内で中小企業・小規模事業者が多いことを強調した結果で、反対したということをお聞きいただき

たいと思います。

なお、これは審議には直接関係ないことですが、敢えて申し上げますと、この特定(産業別)最低賃金制度については、昨今の大幅な地域別最低賃金の引上げ等に伴って、その最低賃金法が求める特定(産業別)最低賃金の在り方や運用は、そもそもの趣旨から、もう難しい状況になってきているのではないかということで、制度を存続させる意義についてもいろいろな意見が出ています。特に、経済界からもそういう意見が出ているということを申し添えさせていただきたいと思います。

○丸山会長

ありがとうございました。

他の委員から御発言があればお願いします。

(他に発言はなかった。)

○丸山会長

労使双方から、今回の審議結果についての受け止めをお話しいただきました。

それでは、事務局は答申文の準備をお願いします。

(答申文の案が各委員に配布された。)

○事務局

ただいま答申文案を御覧いただいております。若干説明させていただきたいと思います。

例えば申し上げますと、岩手県鉄鋼業の2枚目の別紙を見ていただきまして、この中で日本標準産業分類が改定されたことから、カンマの部分点が点に変更されている部分につきまして、この別紙の中でも変更させていただいております。

例えば2の(1)の「(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)」の点がもともとはカンマでございました。ここを点に直してございます。

また、その2行下の「管理、補助的経済活動」のところの点もカンマでございましたが、ここも点に変えてございます。

そして、(4)の「管理、補助的経済活動」についても、カンマを点に変えております。

鉄鋼業については3か所の変更、その他の産業につきましては各1か所ずつ、この「管理、補助的経済活動」という言葉の部分のカンマを点に変更し、その上での答申文案となっておりますことを申し添えます。

○丸山会長

ただいまの説明も含めて、答申文について御確認いただけましたでしょうか。よろしいですか。

では、本案をもって岩手地方最低賃金審議会の答申文としてよろしいか、委員の皆様にお諮りをいたします。よろしいでしょうか。

○菊池委員

カンマについて、かなり細かい説明をされたので、その関連で質問ですが、答申文案の鉄鋼の適用する使用者のところで、「可鍛鋳鉄を除く」には「。」がないけれども、次の行の「事業所を除く。」には「。」があり、「ねじ類を除く」は「。」がないなど、「。」のあるなしの整理はどうなっていますか。

○事務局

こちらの表示につきましては、日本標準産業分類に倣っておりますので、標準産業分類の書き方がこうなっていると御理解をいただければと思います。

○菊池委員

分かりました。

○丸山会長

それでは、今の質問、回答のことも含め、本案をもって岩手地方最低賃金審議会の答申文としてよろしいですね。

(異議等はなかった。)

○丸山会長

これで答申文としたいと思います。

それでは、岩手地方最低賃金審議会は、令和6年9月17日に岩手労働局長から岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について諮問を受け、本日まで、鋭意、調査審議を重ねてまいりましたところ、本日、意見をまとめることができましたので、この意見をもって岩手労働局長に答申いたします。

〈岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(答申)〉

丸山会長が答申文を読み上げた後、栗村局長に岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について答申文が手交された(最低賃金法第15条(特定最低賃金の決定等))。

○丸山会長

それでは、今後の手続きや日程等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

本日、答申をいただきましたので、本日付で最低賃金法第15条3項の規定に基づき、異議申出公示を行います。異議申出期間は、公示日の翌日から起算して15日間となっており、12月9日が異議申出の期限

となります。

異議の申出がない場合は、審議会の意見をもって官報公示手続に入り、手続が順調に進みますと12月23日の官報に掲載され、1月22日に法定発効されることとなります。

異議の申出があった場合は、各委員の日程調整をした結果12月10日午後に本審を開催し、異議の申出について審議し答申をいただくこととなります。異議の申出が否決されますと、原答申どおりの審議会の意見をもって官報公示手続に入り、手続が順調に進みますと、12月24日の官報に掲載され、令和7年1月23日に法定発効されることとなります。

○丸山会長

ただいまの事務局の説明に、御質問等があればお願いします。

(質問等はなかった。)

(3) その他

○丸山会長

議題(3)「その他」に入ります。事務局に何か用意している議題はありますか。

○事務局

1点ございます。

委員実地視察についてです。地域等の実態を直接認識することを目的に、来年度も6月中旬をめどに実地視察を実施したいと考えておりますが、その視察対象業種、対象地域、実施時期、実施方法などにつきまして、御意見をお願いいたします。

本日の御意見を踏まえまして、事務局では次回以降に開催する本審において、視察対象等について別途提案したいと考えております。

過去の視察事業所の情報は以下に記してございます。なお、令和6年度においては、委員の皆様からの意見として、片道2時間をかけて移動するのではなく近くではどうかという意見もいただきましたし、またサプライチェーンと価格転嫁をテーマにということで事業所を選定させていただいたという経過がございます。皆様の御意見をぜひお願いしたいと思います。

特に対象業種、対象地域などの意見がございましたらば、お願いしたいと考えております。

○丸山会長

それでは、実地視察について、委員の皆様から御意見あるいは御要望があれば、ぜひお願いします。

○近藤委員

今回、私のところの専門部会では、大企業と中小企業との格差が問題になりましたので、来年度の実地視察では、大手の事業所と中小の事業所を2か所回ることによって、双方を比較できれば、最低賃金の審議にも役に立つと考えております。

○丸山会長

例年、2か所を視察しておりますが、大手と中小の組合せではどうかという御提案ですね。

他に何かありますか。

○瀬川委員

先般のNHK盛岡放送局の放送にあったとおり、様々な問題等も指摘されたと思っておりますけれども、我々中央会としては、今回の地域別最低賃金の引上げ額59円により、内陸と県北・沿岸の地域格差が大きく開いたと感じております。

この59円が決まった後に、我々中央会では緊急調査をかけました。その結果を見ても、盛岡から一関の間の内陸部では、実態賃金としてはもう既にハローワークに出されている求人票が1,000円を超えていて、高いところだと1,500円などという求人票が出ている一方で、県北・沿岸は未だに最低賃金で募集がされているという実態がございます。そのため、内陸と県北・沿岸の格差というところを実地視察で見たらいかがかと思えます

○丸山会長

内陸と県北・沿岸が比較できるような組合せということですね。

準備の都合上、なるべく意見を聞いておきたいということですので、他に業種や地域も含めていかがでしょうか。

○菊池委員

私は光学機械器具・レンズ・時計の特定(産業別)最低賃金特賃の委員ですが、専門部会に来ていただいている他の委員の方々は、時計業界の方々です。いろいろ調べると、実はレンズの業界も日本のベストフォーぐらいに入る生産量、生産額なのです。付け替えレンズは違うのですけれども、特にカメラ用レンズだと日本のビッグスリーぐらいなのです。

ところが、私も勉強不足でよく分からないし、時計業界の委員の方々もレンズ業界についてよく分からないので、そのような業界も見てみたいと思えます。いろいろ側聞するに、今年の特定(産業別)最低賃金の決定に関しては、先の不安はあるけれども時計業界はまあまあ良かったということが今回も反映されているのですが、レンズ業界の方に聞くと、

いやいや、とんでもないという話もあるので、そういう実態も視察できればいいと思います。意見の1つです。

○丸山会長

ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。労働者側から何かありませんか。

○佐々木委員

労働者側としては、できれば組合があるところとないところ、あとはパートを多く抱えている事業所などをしっかりと見ておきたいと思います。もしできるのであればお願いしたいという意見でございます。

○丸山会長

組合の有無と、パートの方たちの実情が分かるようなところということですね。

事務局、よろしいですか。全部を完全に満たすのは難しいと思いますが、どうぞお願いします。

○事務局

ありがとうございます。

対象地域などにつきまして御意見をいただきまして、御意見の中で、内陸と県北・沿岸の差を見られるようなという御意見もございました。これまで実地視察は1日、朝から夕方まで、もしくは午前中のみという形で行ってまいりましたが、移動時間が少し多くかかるようであれば、例えば2回に分けるとか、2日間にとか、そういったことも考えなくてはいけないと思いますが、その辺の部分について、もし何か御意見があればお願いしたいと思います。

○丸山会長

いかがでしょうか。

今回は、やり取りも含めてなるべく時間をたっぷり取りたいということもあって、遠くに行く時間がかかるからという話がありましたが、そういうことを加えると2回という可能性もあるのではないかとこのことですが、いかがでしょうか。

○植村委員

私の専門部会でも、議論の中で、大企業と中小企業や地域間格差というところが議論に上がって、なかなか一致がみられないところがあったと思います。

あと、私としては、もりおか女性センターということで、女性の地位の経済格差というところ、経済的自立を促していく活動というものをしておりますので、雇用形態による格差のところはぜひ議論の中でも焦点

を当てていきたいと思っています。

実地視察の移動に伴う問題、事務局もおっしゃったところなのですが、リモートで実施するというのは、あり得るのでしょうか。

○丸山会長

なるほど。特に遠いところですね。

○植村委員

はい。

○丸山会長

リモートで調査をするという可能性があるのか。いかがでしょうか。

○事務局

今の段階でお答えできないので、それも含めて検討させていただきます。

○丸山会長

他によろしいでしょうか。今の回数やリモートということに関してでも結構ですが、よろしいですか。

○瀬川委員

それ以外でもいいですか。

○丸山会長

どうぞ、もちろん。

○瀬川委員

今回の特定(産業別)最低賃金の審議に関して、中身自体の審議をするためのエビデンスやデータの中で、幾つか疑問に思うようなことがありました。例えば、岩手労働局労働基準部賃金室データということで適用事業所数や適用労働者数が資料として出ていますが、労使協定適用労働者数というのは、実はこれは労働者数ではなくて組合員数であって、労働者全体の数字ではないということを今回初めて知って、「えっ」と思ったところがあります。

適用事業所数については、私がこの委員になって以来、どういう内訳なのか、どういう企業なのか、ずっと疑問に思っています。いわゆる大手企業の、例えば労使協定の11社なり、必要性の機関決議の会社を含めての15社については分かるのですが、それ以外の中小企業が本当に電子デバイスだけやっているのか、疑問です。中には、例えば、工場が3つあって、1つは電子デバイスで電子部品を製造していて、もう1つは自動車で、もう1つは機械装置の部品を製造しているときに、その会社が、電子デバイスと登録していれば、そこで働いている従業員が全部電子デバイスの特定(産業別)最低賃金に該当するのかなど、いろいろな

疑問があります。

先ほど、菊池委員がおっしゃっていたレンズですけれども、レンズもガラスだけなのか、樹脂なのか、今は徐々にガラスが減って樹脂に置き換わってきています。車は特にそうです。

そもそも、ガラスの材料を作っている工場が国内から全部海外に出ていて、ガラスそのものは、板ガラスもそうですけれども、全部海外で炉を回しているのです。国内では回していない。だから、そういう反動で売上げや利益率が変わっていく。そういう過程の中で、「えっ、どうなっているの」というのがたくさんあります。

適用事業者数の決め方が全部ブラックボックスになっているということ自体に、非常に違和感があって、電子部品デバイスのエビデンスのデータを出すにも、どこが対象か分からないでデータを出していること自体が、特定(産業別)最低賃金の審議に当たっては、何かもやもやとしたような中で行っている感じがします。

だから、藤田委員がおっしゃったとおり、そもそも制度自体が、もうおかしい、ねじれている、まともな議論ができないというようなことになっているのではないかと私は思うのです。

ここは国に対しても、特定(産業別)最低賃金制度について、本当にきちんとしたデータで議論ができるようにするか、あるいはこの制度をやめるか、はっきりするべき時期に来ているのではないかと思います。

○丸山会長

実地視察について、それ以外のという意味だったのですね。

先に、実地視察についてはよろしいですか。

(異議等はなかった。)

それでは、実地視察については、今日の意見を踏まえて事務局に準備していただきます。

さらに、今の御発言に関して、事務局で何か回答できることがあればお願いします。特に、前半の部分の事業所数について、実際に事業の実態と本当に合致しているのか、これは以前から御指摘があったかと思いますが、何かコメントできるのであればお願いします。

○事務局

公表されている適用使用者数、適用労働者数などの数値につきましては、最低賃金に関する基礎調査の結果に基づく数値となっております。最低賃金に関する基礎調査の内容につきましては、主要統計資料のAの5のところ調査の概要という形でお示ししているということで、このような調査の結果がそのようになっているということを申し上げさせ

ていただきまして、その他については御意見をいただいたということで受け止めたいと思っております。

○丸山会長

事務局からの回答としてはそういうことになるとは思いますが、より実態に即した調査データで議論したいということですよ。それはよく分かります。

○瀬川委員

さっきの発言で、何の業種を適用させるかについて、私が申し上げたその疑義に対して本省とも相談していただいて、もう少しきちんとした回答をいただけないでしょうか。

○丸山会長

いかがでしょうか。

○事務局

最低賃金に関する基礎調査の対象名簿の基になっているものが経済センサスで、今は令和3年のものが最も新しく、その経済センサスに基づく事業所の一覧から対象を選んでいるということになっております。

そのため、経済センサスでこういう産業分類で分けられている番号に区分されている事業所となっていて、その中から選ばれている事業所ということになっております。どこが選ばれたとか、何社選ばれたということは公表されている情報とはなっておりませんので、その部分だけ私のほうから回答できる内容となります。

○事務局

補足します。

特定(産業別)最低賃金で、確かに業種で、先ほど言われたように各企業で、その産業だけではなく多角経営されているということは重々承知しているところであって、今いただいた疑問点等、これはしっかりと本省にも伝えたいと思っております。

議論されるかどうか分かりませんが、今後の制度の在り方について、審議会でこういう意見があったということをしつかり伝えていきたいと思っております。

○丸山会長

ありがとうございました。

よろしいですか。

本省には伝えて、もしもこの場で回答できるようなことがあれば、回答していただくということになるかと思うのですが。

○瀬川委員

なかなか解決しないと思いますけれども、いいです。

○丸山会長

それでは、その他、委員から御発言はありますか。

○松川委員

細かいことですが、事務局に確認なのですが、自動車小売業の第2回専門部会で、私は申出書の従業員数と組合員数が逆転していると指摘し、確認をお願いしたところ、第3回専門部会で間違っていましたという訂正があったのですが、申出書は皆さんに配られている資料ですので、差替とか何かされるのですか。組合員数と従業員数が逆転しているという非常に不思議な数字でしたので。

○丸山会長

事務局から回答できますか。お願いします。

○事務局

今の内容につきましては、自動車小売業の改正決定に関する申出書の資料の中での組合員数と従業員数の部分の訂正があったということでございますが、専門部会で説明をさせていただきまして、御理解をいただいたということで、改めてこの場では申し上げるつもりはなかったのですが、それは少しおかしいのかなと思ひまして、私のほうからただいま口頭で御説明をさせていただきます。

当初の申出書の資料で、103ページとなりますが、ホンダ販売労働組合ホンダモビリティ東北支部の労働組合の組合員数139人というところが123人に訂正、それから社員数123人というところが134人に訂正ということになります。

これにつきまして、合計数、合計組合員数も異なってまいりますが、おおむね3分の1を超える申出という部分については変更がございませんので、申出書につきましては提出していただいた内容というのは適正なものと判断してございます。

○藤田委員

お願いなのですが、今言った数字は重要な数字ですので、口頭ではなく、きちんと後に文書で配付していただくようお願いいたします。

○丸山会長

配付できますよね。

○事務局

それでは、後ほどになりますが、配付させていただきたいと思ひます。

○丸山会長

他に皆様から何かありますでしょうか。

○藤田委員

要望も含めた確認でございます。

この場は本審ですので、地域別最低賃金のときの改正決定の答申がされたときの付帯決議で、行政機関への要望ということがあります。

全国的に、昨今の急激な地域別最低賃金の引上げに伴って、行政機関への要望という形で、賃上げ環境を整備する施策の充実や地域の実態に即した中小企業・小規模事業者への支援が必要ということを言われて、いわゆる付帯決議も全国的に多くなっていると思います。

本県では、今回、行政機関への要望ということで、労働行政のナショナルミニマムを背負っている政府に対する要望と、岩手県に対して新たに項目をつけて要望したという経緯がございます。

この要望の結果がどのようになるのか、もしくはならないのかというその検証について、常々主張しているわけですが、今年の分については、令和6年度の国や県の補正予算もありますし、令和7年度の当初予算も含めて、私どもでお願いした行政機関への要望が具体的に我々のところにフィードバックされる時期はいつかということをお示し願いたいということと、また、その具体的な報告はいつ頃になるのかということをお伺いしたいということでございます。

なぜかと申しますと、地域別最低賃金の引上げと、賃上げ環境の整備、支援金、助成金も含めた、いろいろな窓口も含めてセットで考えなければならぬというのが私どもの主張でしたので、その状況がどうなっているかということを確認しなければならないと考えてございますので、この点を確認させていただきます。

○丸山会長

付帯決議に関しては、公労使一致した見解として出しておりますね。今回初めて県に対しても要望を出しておりますので、その扱いがどうなったかということについての報告、いつ頃どういう形で行われるか、お願いします。

○事務局

報告ができるようになりましたら、報告させていただきたいと考えておりますが、まず、その内容について、行政機関に対する要望ということで、岩手県以外の部分につきましては厚生労働省の担当課に既に報告済みでございます。

また、岩手県に対しては9月27日の官報公示日後の9月末までの間に、文書により岩手労働局長から岩手県知事に対して、要望という形で

依頼をしているところでございます。

その結果がどのようなになったかということにつきましては、これから検証させていただき、準備が整いましたならば御報告させていただきたいと考えております。

○丸山会長

よろしいですね。

他にいかがでしょうか。

○小菅委員

私も専門部会で言わせていただきましたけれども、特定(産業別)最低賃金に対する罰則があることはあるみたいな感じだったのですが、それに対して、きちんと整備したほうがいいのではないかと思います。

このような場と言うことではないのかもしれませんが、私がお世話になった社長から「PDCAって知っているか」と言われて、PDばかりだと怒られた経緯があるのですが、今までの地域別最低賃金が決まった後も、PDで回っているような気がして、チェック、アクションが全くうまくいっていないのではないかと思います。

罰則というのは、あくまでもツールの一つであって、このような補助があるということを前に働いていた会社の人たちは知りませんでした。支援の制度等がきちんと会社側に伝わっているのかという疑問があつて、これほど話し合われているにもかかわらず、支援策も出しているにもかかわらず、会社側に伝わっていない。

では、やっぱりその伝え方が悪いのではないかとということで、チェックがうまくいっていない。また、アクションのところ、それも労働局側から苦笑いされましたけれども、補助金等の申請手続きが非常に面倒くさい。かといって、簡単にすれば焦げついたりするので、むやみに手続きを簡単にはできないと思うのですけれども、大企業のある一部のところしか使えないような煩雑なシステムではなくて、中小企業でも使いやすいシステムを岩手県などに要望していったほうがいいのではないのかということを専門部会でも話しました。

このままでは、絵に描いた餅ですよ。きちんと実行力のある支援を行わないと中小企業に届かないので、そういうところをやったほうがいいと思います。決して我々労働者の人たちは、賃上げをしてもらったからといって、会社のことを考えていないということは少しもありませんので、自分たちが働いている会社ですから、補助金などをもらって正常な経営ができるのであれば、補助金をもらってほしいです。

中小企業に支援が届くように、いろいろな手法を使って周知して、き

ちんとチェックし、アクションまでいかないと何の意味もないと思いますので、そこをぜひ展開していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○丸山会長

要望ということですね。

○小菅委員

はい、そうです。

○事務局

恐らく改正された特定(産業別)最低賃金の額の周知、広報の部分かと思われまけれども、今現在においても、各団体の皆様に御依頼をしてお知らせくださいというような形でお願いしております。

ですから、皆様の御協力をいただきながら各加盟されている企業、中小企業、小規模事業者の皆様にもお知らせいただければと思っておりますし、ただいまの要望を承らせていただきたいと思います。

○丸山会長

他にありますでしょうか。なければこれで議事を終了します。